

太陽光発電設備の導入に係る税制優遇措置（現行）

1 法による税制措置

税 目	適用要件	軽減内容
所得 税 〔居住用〕	自己所有の居住用家屋について、太陽光発電設備設置工事を含む省エネ改修工事を行い、平成21年4月1日から平成24年12月31日までの間に、当該家屋を居住の用に供した場合	工事に要した費用の10%に相当する金額（最高300万円）を税額控除
所得 税 法 人 税 〔事業用〕	平成4年4月1日から平成24年3月31日までの間に、新品の太陽光発電設備を取得し、その後1年以内に事業の用に供した場合	次のいずれかを選択適用（ただし、税額控除は中小事業者に限る） ・ 取得額の7%相当額の税額控除 ・ 取得額の30%相当額の特別償却
固定資産税 〔事業用〕	平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に、政府の補助を受けて新たに事業用太陽光発電設備を取得した場合	最初の3年度分に限り、太陽光発電設備に係る固定資産税の課税標準を3分の2に減額

2 本県独自の税制措置

税 目	適用要件	軽減内容
不動産取得税 〔居住用〕 〔事業用〕	平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に、太陽光発電設備（建材型（※1）であるものに限り、一般電気事業（※2）の用に供するものを除く）を設置した家屋を取得した場合	太陽光発電設備の評価額に税率（住宅は3%、非住宅は4%）を乗じて得た額を減免（※3）

※1 建材型とは、屋根瓦等に太陽電池を内蔵しているタイプをいう。据置型は、不動産取得税の対象外。

※2 一般電気事業とは、大手電力会社による不特定多数に電気を供給する事業をいう。

※3 これまでの減免額は、約518万5千円（55件。平成23年8月末現在）。

（平成23年11月 税制企画課作成）